

あなたは知ってる？電波のルール

—総務省九州総合通信局からのお知らせです—

電波は消防、救急、放送、携帯電話など社会のライフラインに使われています。

電波の不正利用は社会生活に混乱を招く恐れがあります。

電波の不正利用は犯罪です。不法無線局を開設・運用した場合や不法電波で重要な無線通信を妨害した場合は、電波法違反で罰せられます。

電波はルールを守って正しく使いましょう！

- ①無線機器の使用の際は「技適マーク」の確認を
- ②外国規格の無線機器にはご注意ください
- ③電波の利用には、原則免許が必要です

— 問合せ先 —

■九州総合通信局

HP <https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>

○不法無線局、混信・妨害……TEL:096-312-8252 (受付)

○受信障害(テレビ・ラジオ)……TEL:096-326-7873

○電波利用料……TEL:096-326-7843

○その他行政相談……TEL:096-326-7819

電波のことなら
九州総合通信局へ



デンパ君